

5月、6月における石川県の国の月次支援金の給付対象となり得る事業者の具体例

飲食店

時短要請の対象となった飲食店（石川県内全域において時短営業の要請により協力金の支給対象）は対象外
 ※時短要請の対象でない飲食店（昼営業等）は対象となり得ます。

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製造業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者等

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等

流通関連業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送業者 等

飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等

★ 本事業者に該当しても、石川県の時短営業の要請に伴う協力金の支給対象事業者は対象外

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うB to C事業者★

旅行関連事業者

飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興行場、興行団等）、小売事業者（土産物店等）等

その他事業者

文化・娯楽サービス事業者（映画館・カラオケ等）、小売事業者（雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等） 等

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等

- ✓ 対象となり得る事業者該当しても、対象措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は対象外です。
- ✓ また、以下に該当する場合も給付対象外です。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ・ 国、法人税法別表第1に規定する公共法人・政治団体・宗教上の組織又は団体・石川県の時短要請に伴い協力金の支給対象となっている事業者（飲食店、金沢市内の大規模施設）

（注）上記は、国の「月次支援金の詳細資料」をベースに加筆したもの

「石川県経営持続月次支援金」酒類販売事業者と一般事業者の申請フローチャート

石川県内の事業者で、令和3年5月又は6月について
国の「月次支援金」を受給しましたか？

はい

いいえ

石川県経営持続月次支援金の申請対象です。

酒類販売事業者ですか？

酒類製造免許又は酒類販売業免許を持っている。

国の月次支援金の申請、給付を受けてください。

はい

いいえ

**酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた金沢市等※1の飲食店※2
と2019年及び2020年の対象月（5月・6月）に複数回の取引※3が
ありましたか？**

- ※1：「金沢市等」とは、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定され、自治体からの酒類の提供停止を伴う休業要請、時短要請があった地域。具体的には、県内であれば金沢市のみ、県外であれば東京都や大阪府等です。
- ※2：「飲食店」とは、食品衛生法に基づく飲食店の許可を受けている店舗。
- ※3：「複数回の取引」とは、月次支援金の対象月の2019年及び2020年において複数回取引（1回の取引が事業の主たる取引の場合は1回で可）を行っており、また「取引」とは直接の飲食店との直接的な取引だけでなく、卸売など間接的な飲食店との取引を含む。

**一般事業者の要項で
申請願います。**

【県支援金の上乗せ支援イメージ】

※金額は上限額/月

はい

いいえ

酒類販売事業者枠の要項（酒類販売事業者枠申請要項）で申請願います。**国と同額を支給**

※上記の1から3の証明のため、当該飲食店等との取引状況確認書類を添付いただきます。

一般事業者の要項（石川県経営持続月次支援金申請受付要項）で申請願います。**国の半額を支給**

一般事業者
（国の半額）
法人10万円
個人5万円

酒類販売事業者
（国と同額）
法人20万円
個人10万円

国の月次支援金
法人20万円
個人10万円

（注）不給付要件にあたる場合（暴力団排除に関する誓約事項に反する者等）は不給付となります。